

別紙 1 （第 2 条第 1 項、要綱第 6 条第 2 項第 1 号関係）

補助対象浄化槽の設置整備計画書

1. 設 置 者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
2. 浄 化 槽	設 置 場 所	
	製 造 業 者	
	型 式 ・ 人 槽	人槽
	処 理 能 力 (BOD,T-N,T-P)	
	実 使 用 人 員	人
	工事着手予定日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日
3. 設 置	審 査 方 法	建 築 確 認 ・ 設 置 届
	確 認 年 月 日	年 月 日
	工 事 請 負 者 (登 録 番 号)	
4. 建 物	敷 地 面 積	m ²
	建 築 面 積	m ²
	延 べ 床 面 積	m ²
5. 備 考		

別紙2（第2条第2項、要綱第6条第2項第2号関係）

資金計画書及び収支予算書

資金計画書

事業費 総額	資金計画				備考	
	自己計画			借入金		市補助額
	会費	繰越金	自己資金・その他			

収支予算書

収 入			歳 支 出		
1	会費(負担金)		1	事業費	
2	市補助金		2	人件費	
3	借入金		3	雑費	
4	自己資金		4	その他	
5	その他				
収入合計			支出合計		

浄化槽工事の請負契約書

第1条 注文者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金の交付を受けて甲が行う浄化槽工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 佐倉市

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

設置する浄化槽

（1）浄化槽法（昭和58年法律第43号。）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上かつ放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用されるものにあっては、国庫補助指針に適合する機能を有するものをいう。

（2）前号に該当する浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

（3）第1号に該当する浄化槽のうち、放流水のBODが10mg/ℓ（日間平均値）以下、総窒素濃度が10mg/ℓ（日間平均値）以下、放流水の総磷濃度が1mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

それぞれの浄化槽の別添する図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽

工事の請負代金及び支払方法

金額

円

支払方法 1. 現金 2. その他（ ）

第3条 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の工期内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引渡しと引替えにその請負代金全額の支払を完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士 を実地にて監督させ、又はその資格を有する自らが実地にて監督しなければならない

第5条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、その責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときには、甲に対して遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引渡しまでに工事目的物、その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、佐倉市が定める合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事がこの契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続きが受理されず、又は、認められないとき。
- (2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙は、この契約の履行のため乙において要した費用及び乙において甲のためにすでに支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。
- (2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の 分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は、当該金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めることとする。

以上の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 注 文 者 住 所 氏 名 (印)

乙　請　負　者　　　住　　　所　名
氏　　　　　　　氏　　　　　名

⑩印

浄化槽工事業登録番号又は届出番号

既設の単独処理浄化槽の現況とその撤去計画

1. 申請者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
2. 既設の単独処理 浄化槽	設置場所	別添宅内配管図のとおり
	製造業者	
	型 式	
	人 槽	
	処理方式	
	処理能力	
	備 考	
3. 撤去計画 (既設の単独処理 浄化槽の廃棄処 分方法について)		
4. 備 考		

既設のくみ取便所の現況とその撤去計画

1.申請者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
2.既設のくみ取便所	設 置 場 所	別添宅内配管図のとおり
	備 考	
3.撤去計画 （既設のくみ取便槽の廃棄処分方法について）		
4.備 考		

放流先のない場合の処理装置の設置計画

1.設置者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
2.設置する放流先のない場合の処理装置について	設置場所	別添宅内配管図のとおり
	製造業者	
	装置の名称	
	認定番号	
3.備 考		

別紙 7 (第 3 条、要綱第 7 条第 2 項関係)

単独転換に係る浄化槽工事の事前確認検査表

検 査 日				年	月	日
検 査 員 職・氏名						
設置場所				申請者氏名		
工事請負者				立会浄化槽設備士		
既設の単独処理浄化槽		製造業者名		人槽		
型式			認定番号			
処理方式						
検査項目	検 査 内 容			適	不適	
	現況の宅内配管図のとおりに既設の単独処理浄化槽があるか					
	既設の単独処理浄化槽は、申請書類と同一のものか					
単 独 転 換 計画の確認						
現場での指示事項						

くみ取転換に係る浄化槽工事の事前確認検査表

検 査 日				年	月	日
検 査 員 職・氏名						
設置場所				申請者氏名		
工事請負者				立会浄化槽設備士		
既 設 の く み 取 便 槽						
型式						
検査項目	検 査 内 容				適	不適
	現況の宅内配管図のとおりに既設のくみ取便所があるか					
	既設のくみ取便所は、申請書類と同一のものか					
くみ取転換 計画の確認						
現場での指示事項						

別紙 9 (第 5 条、要綱第 12 条第 2 項関係)

浄化槽工事の中間検査表

検 査 日		年	月	日	本体据付	
検 査 員 職・氏名						
設置場所			申請者氏名			
工事請負者			立会浄化槽設備士			
浄 化 槽 製造業者名			人 槽			
型 式			認定番号			
処 理 方 式						
検査項目		検 査 内 容			適	不適
設置場所	配置配管図のと通りの位置か					
	放流先の状況					
	建築物、道路端等からの位置 ☐ 2 m以上					
	☐ 2 m未満					
	擁壁の施工					
	浄化槽上部の状況 ☐ 通常の場合					
	☐ 車庫等の場所					
	柱補強等の施工					
浄 化 槽 据 付	基礎コンクリート、擁壁の養生期間（7 2時間）					
	ベースコンクリート上平滑					
	浄化槽の損傷					
	縦、横水平					
現場での指示事項						

収支決算書及び補助対象浄化槽の設置整備成績書

収支決算書

収 入			支 出		
1	会費(負担金)		1	事業費	
2	市補助金		2	人件費	
3	借入金		3	雑費	
4	自己資金		4	その他	
5	その他				
計			計		

補助対象浄化槽の設置整備成績書

事 業		自己資金	償 還		借入金	市補助金	備考
計画	実施		月日	金額			

別紙 1 1 (第 6 条第 3 項、要綱第 1 3 条第 2 項第 4 号関係)

補助対象浄化槽の施工結果報告書

設置者の住所・氏名

設 置 場 所

施 設 の 名 称

建 築 物 の 用 途

処理対象人員

人 槽 (人)

浄化槽協会登録番号

(合) 第

号

浄化槽製造業者名

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

浄化槽工事請負者の住所・氏名

登録番号

⑩

登録・届 知事 (

一

) 第

号

担当浄化槽設備士氏名

交付番号

⑩

第

号

《別表》チェックリスト

検査項目	チェックのポイント	欄
1. 流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流の恐れはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5. 流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10. 接触剤等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	

	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14. フローの設置、稼動状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースがなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	

補助対象浄化槽の施工状況の写真

1. 設置場所に浄化槽設備士が標識を掲げている写真
2. 栗石のつき固めが終了後、深さ（スケール）がわかる写真
3. 目つぶし・つき固め後、配筋の状況がわかる写真
- 3-2. 擁壁が必要な場合は、擁壁の配筋の状況がわかる写真
- 3-3. 上部を駐車場等にする場合は支柱を立てた状況の写真
4. ベースコンクリートの厚さ（スケール）がわかる写真
5. 設置場所にある浄化槽本体の写真
6. 埋め戻し作業の写真
7. 上部スラブの配筋状況がわかる写真
- 7-2. かさ上げを行った場合、その高さが30cm以下であることがわかる写真
8. 上部スラブが打ってあることがわかる写真
9. ブロアの設置状況がわかる写真

◎. 単独転換を行った場合

単独転換に係る作業工程がわかる写真

(例：単独処理浄化槽を解体撤去した場合)

1. 工事着手前の写真
2. 汚泥汲み取り作業の写真
3. 消毒作業の写真
4. 解体作業の写真
5. 埋め戻し作業の写真
6. 工事完了の写真

◎. くみ取転換を行った場合

くみ取転換に係る作業工程がわかる写真

(例：くみ取便槽を解体撤去した場合)

1. 工事着手前の写真
2. し尿汲み取り作業の写真
3. 消毒作業の写真
4. 解体作業の写真
5. 埋め戻し作業の写真
6. 工事完了の写真

◎. 放流先のない場合の処理装置を設置した場合

1. 工事着手前の写真
2. 掘削床付け状況、深さ（スケール）がわかる写真
3. 放流先のない場合の処理装置の設置工程の状況がわかる写真（各処理装置により設置工程は異なる）
4. ポンプ槽がある場合は、ポンプ槽の写真
5. 埋め戻し作業の写真
6. 工事完了の写真

別紙 13（第 6 条第 5 項、要綱第 13 条第 2 項第 7 号関係）

既設の単独処理浄化槽の撤去結果報告書

報告者の住所・氏名

・単独転換に係る作業工程

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

浄化槽工事請負者の住所・氏名 登録番号

⑩

登録・届 知事（ 一 ） 第 号

担当浄化槽設備士氏名 交付番号

⑩

第 号

《別表》チェックリスト

検査項目	チェックのポイント	欄
15. 既設の単独処理浄化槽の転換状況	転換計画書どおりに行われているか。	
	汚泥汲み取り作業は行われているか。	
	消毒は行われているか。	
	解体作業は適正に行われているか。	
	埋め戻し作業は適正に行われているか。	
	撤去した単独浄化槽は適正な処分が行われたか。	

別紙 1 4（第 6 条第 6 項、要綱第 1 3 条第 2 項第 8 号関係）

既設のくみ取便所の撤去結果報告書

報告者の住所・氏名

・くみ取転換に係る作業工程

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

浄化槽工事請負者の住所・氏名 登録番号

⑩

登録・届 知事（ 一 ） 第 号

担当浄化槽設備士氏名 交付番号

⑩

第 号

《別表》チェックリスト

検査項目	チェックのポイント	欄
16. 既設のくみ取便所の転換状況	転換計画書どおりに行われているか。	
	し尿汲み取り作業は行われているか。	
	消毒は行われているか。	
	解体作業は適正に行われているか。	
	埋め戻し作業は適正に行われているか。	
	撤去したくみ取便槽は適正な処分が行われたか。	

別紙 15（第 6 条第 7 項、要綱第 13 条第 2 項第 9 号関係）

放流先のない場合の処理装置設置の施工結果報告書

設置者の住所・氏名

設 置 場 所
建 築 物 の 用 途
処 理 装 置 の 名 称
製 造 業 者 名

放流先のない場合の処理装置の設置計画に基づき適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

工事請負者の住所・氏名 登録番号

⑩

登録・届 知事（ 一 ） 第 号

担当浄化槽設備士氏名

⑩

別紙 16（第 6 条第 8 項、要綱第 13 条第 2 項第 11 号関係）

浄化槽法第 10 条第 1 項の浄化槽管理者の義務を遵守する旨の誓約書

年 月 日

（宛先）佐 倉 市 長

住 所

氏 名

印

私は、浄化槽法及び関係法令を遵守し、下記の事項を適正に実施することを誓約します。

記

- 1 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年千葉県条例第 19 号）第 5 条第 1 項の登録を受けた者に委託して、4 か月に 1 回以上の頻度で保守点検を行うこと
- 2 佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 10 年佐倉市条例第 19 号）第 26 条第 1 項第 4 号の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託して、年に 1 回以上の頻度で清掃を行うこと
- 3 保守点検及び清掃の記録を 3 年間保存すること（環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 5 条第 9 項関係）

別紙 17 (第8条関係)

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る地位の承継届

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所
届出人 氏名 ⑨
電話

年 月 日付け 第 号 で交付の決定を受けた佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金について、補助事業者の死亡に伴い、その者から浄化槽工事を引き継ぎ、自己（及び生計同一親族）の居住の用に供するものとしたので、次のとおり届出します。

補助金の交付の決定を受けた者	住所
	氏名
その地位を引き継いだ者	住所
	氏名
承継者の続柄 (いずれかに○)	夫 ・ 妻 ・ 子 ・ その他 ()
事由	相続・包括遺贈
相続開始年月日	年 月 日

別紙 18 (第9条第1項関係)

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る地位の承継承認申請書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所
申請者 氏名 ⑨
電話

年 月 日付け 第 号 で交付の決定を受けた佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金について、補助事業者の離婚に伴い、その者から浄化槽工事を引き継ぎ、自己（及び生計同一親族）の居住の用に供するものとしたので、次のとおり地位を承継することの承認を申請します。

補助金の交付の決定を受けた者	住所
	氏名
浄化槽工事を引き継いだ者	住所
	氏名
事 由	浄化槽工事に係る契約上の地位の移転
請負者の承諾年月日	年 月 日

添付書類

- 1 不動産登記事項証明書、離婚に関する公正証書又は調停調書の謄本など、浄化槽工事に係る敷地内の住宅の所有権移転に関して、離婚の当事者間で合意が成立したことをを証する書類
- 2 浄化槽工事に係る請負者から承諾を得たことを証する書類の写し

別紙 19（第9条第3項関係）

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る地位の承継承認通知書

第 号
年 月 日

住所
申請者
氏名 様

佐倉市長 (印)

年 月 日付で申請のあった佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る地位の承継について、次のとおり承認したので通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金
補助事業等の名称		合併処理浄化槽設置事業	
経費所要総額の うち補助の対象 となる経費		円	
		うち要綱第5条第1項の経費	円
		うち同条第2項の経費	円
		うち同条第3項の経費	円
		うち同条第4項の経費	円
交付決定額			
交付予定時期			
交付条件			

別紙 20 (第 10 条第 2 項関係)

佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金に係る代理人選任届

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所
届出人 氏名 (印)
電話

年 月 日付け 第 号 で交付の決定を受けた佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金について、補助事業者の単身転居に伴い、生計同一親族の中から次の者を代理人として選任したので届出します。

交付の決定を受けた者	住所
	氏名
代 理 人	住所
	氏名
単 身 転 居 の 事 由 (いずれかに○)	1 海外への単身赴任 (年 月 日発令) 2 その他 ()
委 任 す る 事 項 (該当するものに○)	1 浄化槽工事の中間検査の受検 2 浄化槽工事の完了検査の受検 3 浄化槽工事の実績報告 4 補助金の交付の請求 5 その他 ()